

工事成績評定が高い受注者の表彰について

1 趣旨

呉市では、建設業者の適正な選定及び指導育成などを目的として、呉市が発注する請負工事で請負代金額が250万円以上のもの（以下「対象工事」といいます。）について、原則として呉市請負工事成績評定要領に基づいて、工事成績の評定（以下「工事成績評定」といいます。）をしています。

現在、対象工事を受注し、完成した者で、その工事成績評定の点（以下「工事成績評定点」といいます。）が59点以下の工事があったものについては、呉市建設工事成績評定活用要領に基づき、嚴重注意や指名停止の対象とするなどして工事成績評定を活用しています。

こうした活用に加え、優良成績者表彰制度を新設することにより、建設業者の施工技術や意欲の向上を図るとともに、工事目的物の良好な品質確保及び技術力に優れた地元企業の育成を図ります。

2 優良成績者表彰制度の概要

(1) 表彰の対象者

次のいずれにも該当する者を表彰の対象とします。

ア 呉市建設工事入札参加有資格者名簿に登録されている者

イ 対象工事を受注し、表彰をする年度の前年度に完成した者（共同企業体である場合はその構成に係る出資比率が20%以上の者）で、その工事成績評定点が80点以上の工事があったもの

(2) 欠格事項

表彰の対象者であっても、次のいずれかに該当する者は、表彰しません。

ア 表彰をする年度の前々年度^(※1)の当初から表彰をする日までの間において、指名停止等の措置を受けた者

※1 平成29年度の表彰に限り、前年度^(※2)(平成28年度)当初からとします。

イ 対象工事を受注し、表彰する年度の前2年度^(※2)に完成した者で、その工事成績評定点が59点以下の工事があったもの

※2 平成29年度の表彰に限り、前年度(平成28年度)に完成した者とします。

ウ ア又はイに規定する者のほか、表彰することが不相当であると認められる者

(3) 表彰の方法及び公表

ア 工事成績評定点が80点以上84点以下の表彰対象者を「優良成績者」、工事成績評定点が85点以上の表彰対象者を「優秀成績者」とし、市長が表彰状を授与します。

イ 被表彰者は、呉市ホームページ等に掲載して公表します。

(4) 実施時期

平成28年度中に呉市入札参加等資格業者にこの表彰制度を周知し、平成29年度から表彰を行います。